

## 社会福祉法人カルディア会役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人カルディア会定款（以下「定款」という。）によって選任された役員及び評議員の報酬等について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 定款第5条に規定する理事長及び理事と監事をいう。
- (2) 評議員 定款第16条に規定する評議員をいう。
- (3) 第三者委員 苦情解決に関する規程の第4条に規定する第三者委員をいう。

### (理事会、評議員会、法人内監査への出席報酬)

第3条 役員及び評議員が理事会及び評議員会や法人内監査に出席した場合は、別表1の報酬と交通費を支給する。

- 2 交通費は当法人旅費規程第5条（旅費の計算）を基とする。
- 3 役員や評議員が、同日に行われる理事会及び評議員会への出席や法人業務を重複して行っても重複支給は行わない。

### (理事長報酬)

第4条 理事長は法人運営全般の責務を担うため、別表2の報酬を理事長に支給する。尚、職務日には出勤簿に押印をしなければならない。

- 2 理事長には第4条第1項の報酬が支給される第3条及び第5条の出席報酬は支給しない。
- 3 交通費は当法人旅費規程第5条（旅費の計算）を基とする。

### (理事会、評議員会、法人内監査以外への出席報酬)

第5条 役員及び評議員が、理事会及び評議員会や法人内監査以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び法人事業の運営のために業務を行った場合は、別表3の報酬と交通費を支給する。

- 2 交通費は当法人旅費規程第5条（旅費の計算）を基とする。

### (苦情解決に関する報酬)

第6条 第三者委員が利用者等からの苦情解決のために職務行った場合は、別表3の報酬と交通費を支給する。

- 2 交通費は当法人旅費規程第5条（旅費の計算）を基とする。

(適応除外)

第7条 法人事業の職員を兼務する役員及び評議員等には、この規程は適用しない。

(改正)

第8条 この規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

#### 附則

この規程は、平成25年4月1日より施行する。

この規定は、平成27年4月1日より改正施行する。

この規定は、平成29年4月1日より改正施行する。

#### 別表1

役職名	出席1回
理事・評議員・監事	5,000円

#### 別表2

役職名	月額
理事長	80,000円

#### 別表3

役職名	半日	1日
理事・評議員・監事	5,000円	10,000円
第三者委員	5,000円	10,000円